

## 福島県建設業協会様提供 発言資料

(A) 「資料1」の「1 貴団体における現状と課題について」

現状について、6項目に整理しております。

まず、建設業に対する当協会の基本的な考え方をご説明いたしますので、補足資料1の28ページをご覧ください。上の図になります。この図は危機管理産業としての地域建設業と入札制度の関係を示したものです。真ん中に行政の責務としての安全安心の確保があります。地域建設業はその担い手として、公務執行の代理者、エッセンシャルワーカーとして位置付けられております。その社会的役割を担うためには、企業が安定的に受注し、しっかりとした仕事を通して適正な利益を確保し、納税し、人材を確保・育成し、競争力を高め、安定経営を維持するという循環が必要になります。

そのために、適切な仕事量の下で、入札制度と品確法、建設業法、入契法のいわゆる担い手三法とが車の両輪としてうまく機能する必要があります。これがうまく機能しないと、担い手企業が弱体化して、結果的に除雪、災害対応、維持管理が困難となって、地域の安全安心が確保できなくなってしまいます。

これを踏まえた上で、調査票の現状の説明に戻りますが、①は復興事業収束後の工事量減少に伴う将来不安です。資料の図—1と図—2をご覧ください。

これは県土木部予算の推移で、この傾向は国、市町村もほぼ同じです。

平成19年度の入札制度改革以降、平成23年の東日本大震災発災までは、仕事が減り続けました。その結果、ダンピングが横行して赤字経営が続いて、地元根付いていた企業が倒産するなど、建設業界全体が疲弊する状況にありました。

この時には県工事が受注できないので県の除雪はもうやらないという企業もありました。このような状況が全国的に見られたことから、品確法が現在のように改正されたわけです。

②は受注できる企業とできない企業との企業間格差があるということです。地域間の格差もあります。これは総合評価における評価点数の固定化など制度上の問題と仕事量の地域差が大きく影響していると考えています。

③は技術者・技能労働者不足と高齢化です。この資料の10ページを開いていただくとグラフがあります。赤線が技術者、緑線が技能者で、ともに55歳以上が全体の40%以上を占め、39歳以下の若手は全体の25%です。5年後にはこの状況がさらに進行し、過疎・中山間地域ではより深刻になっています。

また、この問題は安全・安心を担う建設業界だけの問題ではなく、冒頭に説明したように、その責務を有する行政の課題でもあると言えます。

④は老朽化する社会インフラの増大です。これは今年10月に和歌山市で発生した水管橋の崩落に見られたように全国的な課題です。

⑤は自然災害が激甚化、頻発化、広域化していることです。2年前の台風19号では県内各地で甚大な被害を受けました。

⑥は建設業に対する住民理解がまだまだ不十分であるということです。

次に、課題ですが、これは現状と表裏一体の関係にあります。

1点目は、安定的な公共工事量の確保です。これは企業の安定経営にとっても、建設業界全体にとっても重要なことです。

2点目は、人口減少社会に対応した技術力の継承と提案力の強化です。これはベテランの技術者と技能者が今後大量に退職していく中で、如何にして技術的な競争力を保持していくかという課題です。

3点目は、廃業、合併、協業化などへの対応です。後継者がいない、仕事量が少なくなる、担い手が確保できないなどから、今後厳しい判断が迫られる課題です。

4点目は、事業承継と後継者育成への対応で、当協会としては事業承継の講習会を開催するなど計画的に取り組んでいます。

5点目は、企業を維持するための安定経営と健全化です。これも補足資料1で説明したとおりです。

6点目は、地域の仕事を地元企業が受注できる環境整備です。これは入札制度と密接に関わる課題で、県内企業の活用、地産地消が基本であると考えています。

7点目は、企業規模が縮小する中での地域雇用の確保です。補足資料1で説明したとおり、これも健全経営があつてのことです。

8点目は、働き方改革への対応で、週休2日制、長時間労働、給料アップ、労働環境の改善などへの対応です。2014年には長時間労働の罰則規定が適用されますので、待ったなしの大きな課題です。

9点目は、生産性の向上で、これも働き方改革、担い手確保と密接に関係した重要な課題です。デジタル技術を活用した建設DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組んでいく必要があります。

10点目は、増大するインフラの老朽化対策への対応です。業界としてはこの分野が今後ますます重要性を増してくると考えておりますので、5年前から産学官連携によるメンテナンス技術者の育成に取り組んでいます。

11点目は、自然災害へ備えた体制の維持、企業の存続です。

県と災害応援協定を締結している企業数が減少していく中で、如何にして地域の安全安心を守っていくかという課題です。

資料の図3をご覧ください。この図は会員企業数を地域毎に示したものです。各支部とも会員企業数が減少している状況にあります。特に過疎・中山間地域では非常に少なくなっています。今後、さらに会員数が減少し、安全安心を確保する体制が弱体化すれば、平時の対応はできたとしても、激甚化、頻発化、広域化する災害への対応は、これまでのようにはいかなくなります。これまで以上に多くの時間を要し、被害の拡大や復旧が長期化することによって、社会経済活動に大きな支障を及ぼすことが現実問題として懸念されます。

1 2点目は、建設業の魅力や遣り甲斐、役割などの住民の理解増進です。建設業が私たちの社会生活を支える重要な役割を担っているということを広く理解していただくことや、建設業の従来「3K、きつい、汚い、危険」のイメージを「給料がいい」、「休暇が取れる」、「希望が持てる」という新しい3Kに変えていく必要があります。

1 3点目は、人口減少に伴う地域再生に果たす建設業の役割です。奥会津など人口減少が深刻な地域では、地域の伝統文化の伝承を始め、地域コミュニティの維持が困難となってきましたので、その地域に住み続け、地域に根差した地元建設企業には、ものづくりだけでなく、地域づくりの面から、地域を再生する大きな役割があると考えています。

最後はSDGsの取組です。建設業は安心して住み続けられるまちづくりを始め、環境、エネルギー、雇用、教育などSDGsに大きく関わっていますので、これに積極的に取り組むことが建設業の理解につながると考えています。

現状と課題についての説明は以上です。

## (B) 「資料1」の「2 入札制度に対する要望について」

①は地域貢献の実績の対象をこれまで同様、県の実績に限定していただきたいということです。この入札方式が試行導入されるまでは、県の地域貢献の実績のみでした。県の入札制度である以上、除雪や維持管理業務に昼夜を問わず努力している企業が報われるような制度であって欲しいということです。この意見は最も多い意見でありまして、その理由は補足資料1の6ページから8ページに記載のとおりです。

地域貢献を評価する意味では、担い手育成の名称よりも地域貢献度評価型の方が望ましいと考えます。

この種の問題は企業にとってトレードオフの関係にありますので、運用を継続すればするほど影響が大きくなります。影響が大きくなならない段階での見直しをよろしくお願いいたします。

②、③については、記載のとおりで、その理由は、補足資料1の8ページから12ページに記載してあります。

次に、建築工事について、①ですが、建築工事については、除雪業務や維持補修業務の実績がないため、支店が準本店の扱いとはならないはずなので、入札参加者の選定は本店のみとしていただきたいということです。

しかし、事例を申し上げますと、本社が郡山市にあり、福島市、白河市、いわき市にそれぞれ支店がある企業ですが、支店が入札参加の所在地評価で準本店扱いの満点で評価をされて受注し、地元にも本社がある企業が受注できなかった例があります。

当協会ですら調べたところ、この企業に県の除雪や維持補修業務の実績は確認できませんでした。つまり、この支店は県以外で何らかの実績があったということになりますが、この企業は除雪や維持補修業務を行うような企業ではないため、なぜ準本店として評価されたのか疑問が残ります。ここにも国と市町村の実績にまで広げたことが影響しています。ここでは企業名は伏せますが、調べればすぐ分かりますので確認をお願いするとともに、本店としての企業の地域貢献が適正に評価されるよう、強く見直しをお願いします。

②、③、④については、記載のとおりです。

以上、よろしくお願いたします。

### (C) 「資料1」の「3 質問事項」

次に3ページの質問事項についてです。主なものについてご説明いたします。

①の3ポツ目ですが、選択項目となっている災害時の出動実績又は災害応援締結、並びに除雪、維持補修業務は激務でありますので、個別評価にさせていただきたいという要望です。

③については、女性技術者を削除していただきたいということです。県内の建設企業に就職する高校卒の女子生徒は毎年十数名です。また建設系学科がある高校は偏在していますので、ジェンダーフリー、地域間の公平性の観点から見直しをお願いするものです。

4ページの⑥ですが、本店と準本店とでは地域貢献度が異なりますので、配点に差をつけていただきたいという要望です。

次に、建築工事についてですが、企業の技術力評価、5ページの配置予定技術者の技術力評価については、いずれも評価対象期間の延長についての要望です。

6ページ①の少子化についてですが、少子化は将来の担い手確保に直結しますので、当協会では小学生から高校生を対象に現場見学会やインターンシップを始め、広報活動など、建設業のイメージアップと健全経営に向けて積極的に取り組んでいます。

②の過疎化については、現状と課題のところで説明したとおりです。

7ページの格付けについて①は、金額帯を5千万円未満に引き上げていただきたいという要望です。

②の格付等級についてですが、格付等級は公共工事の入札の基本でありますので、品質確保の観点から地域の守り手育成型にも適用するようお願いいたします。

その理由は補足資料1の17ページから21ページに記載のとおりです。

また、資料の図4になりますが、ランク別業者の有資格者数に偏りが生じていますので、業界としては適切な対応が必要ではないかと考えております。

地域要件については記載のとおりで、その理由は補足資料1の10ページから11ページに記載のとおりです。

#### (D) 「資料1」の「4 その他」

8ページの①ですが、県の入札制度において、地域の守り手育成型によって市町村実績のみで受注した企業にどのようなことを期待しているのか、示していただきたいと思っております。

次に、②の特定関係に関しては、補足資料1の15ページ17ページに記載のとおりですが、11月1日に開催された入札監視委員会を傍聴した者から、結果を聴いて内容は承知しております。それを踏まえた上での意見になりますが、

当協会が全国調査をした結果、26都道府県が規定を設けていて、その全てが特定関係にある者の入札参加を認めていないか、一方が辞退しない限り無効です。

国土交通省においても入札公告で「入札に参加する者の間に資本関係又は人的関係がないこと」と記載しており、入札参加の段階で認めておりません。

また、一般競争及び条件付き一般競争では、発注者側の恣意性を極力排除するために制限を設けないとのことですが、これは恣意性の問題ではなく、特定関係にある者同士を入札に参加させること自体に問題があるのか、ないのかの判断だと考えます。そうでなければ、国と他県は恣意性によって決めたことになってしまいます。

また、結果として特定関係にある者でも認めるといっているのであれば、規定しないのと同じことではないでしょうか。

今回の取り扱いを当委員会が了承した訳ですが、補足資料2の事例1にもあるように、今後受注競争が激しくなった場合、グループ企業同士が低入価格あるいは最低制限価格ギリギリで調整する可能性を容認することになる訳です。

平成17年1月の規定と同じとのことですが、当協会としてはこれから先のことを想定して国や他県のように、認めないようにすべきと考えています。

以上、業界の懸念として申し上げました。

9ページのSDGsについては、当協会の事業計画の重点目標の一つとして、記載のとおり取り組んでおります。

最後に一点、議事録の作成について、委員長にお願いしたいのですが、ここまで資料の説明をさせていただきましたが、議事録にはこれまでの説明が記載されずに「資料により説明」としか記載されません。

資料の説明は背景、理由などを補足しながら行っております。委員会はマスコミも含めフルオープンであり、委員会を傍聴できなかった人にも同じく情報が伝わるように、また後で検証するためにも、省略せずに作成するよう、お願いいたします。

説明は以上です。よろしく申し上げます。